

建 築 確 認 消 防 同 意 調 書

建 築 主											
住 所		電話（ ）									
代 理 者 資 格 住 所 ・ 氏 名 建築士事務所名		電話（ ） （ ） 建築士（ ） 登録第 号、（ ） 建築士事務所（ ） 登録第 号									
設 計 者 資 格 住 所 ・ 氏 名 建築士事務所名		電話（ ） （ ） 建築士（ ） 登録第 号、（ ） 建築士事務所（ ） 登録第 号									
工 事 施 工 者											
住 所 ・ 氏 名		建設業者許可 大臣・知事第 号 電話（ ）									
敷地の位置	地名・地番	習志野市 丁目 番地									
	用途地域			※ その他の区域・ 地域・地区・街区							
	防火地域	防火 ・ 準防火・ 指定なし									
主 要 用 途				工 事 種 別		新築・増築・改築・移転・用途変更・ 大規模の修繕・大規模の模様替え					
		申 請 部 分		申 請 以 外 の 部 分			合 計				
敷 地 面 積							m ²				
建 築 面 積		m ²		m ²			m ²				
延 べ 面 積		m ²		m ²			m ²				
工事着手予定日		平成 年 月 日		工事完了予定日		平成 年 月 日					
建築物 別 概 要 （ 第 号）	用 途					屋 根					
	工 事 種 別					外 壁					
	構 造	造		耐火・準耐・その他		軒 裏					
	階 別	階	階	階	階	階	階	階	階	階	
	申 請 部 分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	申請以外の部分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	合 計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	階 別	階	階	階	階	階	合 計		最高の高さ		
	申 請 部 分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		m		
	申請以外の部分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		最高の軒の高さ		
合 計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		m			
消防用設備等・ 特殊消防用設備等の種類											
※ 受 付 欄		※ 消 防 受 付 欄			※ 備 考						
					消 防 同 意 年 月 日 予防第 号						

備考 1 許可申請、計画通知等にあっても本調書を使用してください。
2 申請建築物が 2 以上の場合は、建築物ごとに「建築物棟別概要」欄を適宜に作り添付してください。
3 各欄の該当するものを○で囲んでください。
4 ※印の欄には記入しないで下さい。
5 本調書には、確認申請書等（建築物）に添付する図面（構造図を除く）、及び消防用設備等の図面を添付してください。

第 1 2 号様式の 2 (第 2 4 条第 2 項)

建築物棟別概要追加書類

建築物別概要 (第 号)	用途						工事種別		
	構造	造	耐火・準耐・その他	屋根		外壁		軒裏	
	階 別		階	階	階	階	階	合 計	
	床 面 積	申 請 部 分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		申 請 以 外 の 部 分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		合 計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	消防用設備等 特殊消防用設備 等の種類								
※備考						最高の高さ	m		
						最高の軒の高さ	m		

建築物別概要 (第 号)	用途						工事種別		
	構造	造	耐火・準耐・その他	屋根		外壁		軒裏	
	階 別		階	階	階	階	階	合 計	
	床 面 積	申 請 部 分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		申 請 以 外 の 部 分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		合 計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	消防用設備等 特殊消防用設備 等の種類								
※備考						最高の高さ	m		
						最高の軒の高さ	m		

建築物別概要 (第 号)	用途						工事種別		
	構造	造	耐火・準耐・その他	屋根		外壁		軒裏	
	階 別		階	階	階	階	階	合 計	
	床 面 積	申 請 部 分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		申 請 以 外 の 部 分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		合 計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	消防用設備等 特殊消防用設備 等の種類								
※備考						最高の高さ	m		
						最高の軒の高さ	m		

注 ※印の欄は、記入しないでください。

普通階・無窓階計算書

建物(工事)名称		平成	年	月	日計算
所在地(地番)		計算者氏名			

階 別 計 算 表

[illegible]

普通階・無窓階計算書の記載要領

- ① 地上階について、消防法施行規則第5条の2の規定（下記の普通階・無窓階の判定を参考）に適合する
- ② 仕切り壁等により相互に往来できない場合は、各々毎に算定して下さい。
- ③ 幅及び高さは、現に開放できる部分の数値を記入して下さい。
- ④ 数値は、その都度に小数点第3位以下を切り捨てて下さい。
- ⑤ 直径1 m以上の円が内接することができる開口部と0.75m以上×1.2m以上の開口部については、その建具記号を○で囲んで下さい。
- ⑥ 「床からの高さ」欄には、床面から開口部下端までの高さを記入して下さい。
- ⑦ 「開口部種別」欄には、ガラス種別及び厚さ等、また、「引き違い」「縦軸回転」「水圧開放装置付」等の種別を記入して下さい。
- ⑧ 「有効開口部計算式」欄には、有効開口部建具表の建具記号と個数（例：AW1×2）を明示し、計算式を記入して下さい。
- ⑨ ※欄には、記入しないで下さい。

～参考～

普通階・無窓階の判定（避難上又は消火活動上有効な開口部）※別図1参照

・10階以下の階

直径1 m以上の円が内接することができる開口部又はその幅および高さが0.75m以上×1.2m以上の開口部を2以上有し、かつ、直径0.5m以上の円が内接することができる開口部との面積の合計が当該階の床面積の30分の1を超える階を普通階とする。

・11階以上の階

直径0.5m以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の30分の1を超える階を普通階とする。

・開口部の位置、構造等

- ① 床面から開口部下端までの高さは1.2m以内であること。
- ② 開口部は、道又は道に通ずる幅員1 m以上の通路その他の空地に面したものであること。（11階以上の階の開口部にあっては除く。）
- ③ 開口部は、格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は、容易に破壊することにより進入できるものであること。
- ④ 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。

・有効と認められる窓及びシャッター等

- ① 煙感知器と連動により解錠した後、屋内外から手で解放できる軽量シャッター付き開口部。（非常電源付きのものに限り認められる。）
- ② 屋内外から手動により開放できるシャッター付き開口部。（軽量シャッターを除く。）
- ③ 避難階に設けられた屋内外から手動で容易に開放できる軽量シャッター。
- ④ 屋内外から電動により開放できるシャッター。（非常電源付きのものに限り認められる。）
- ⑤ 屋内から手動又は電動（非常電源付きのものに限り認められる。）により、屋外からは水圧等によって開放できるシャッター。
- ⑥ 別図2、図1及び図2によるガラス小窓付鉄扉。（ガラス小窓を局部破壊しサムターン錠を解錠できるもの。）

・ガラスの種類による無窓階の取り扱い

ガラス開口の種類		開口部の条件	無窓階判定	
			足場有り	足場無し
普通ガラス	厚さ 6mm 以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
普通ガラス(6mm 以下)+ 防犯フィルム(0.76mm 以下)	厚さ 6.8mm 以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
網入り板ガラス 鉄線入り板ガラス	厚さ 6.8mm 以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
	厚さ 10.0mm 以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
強化板ガラス 超耐熱性結晶ガラス	厚さ 5mm 以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
合わせガラス	別紙 1 参照			

〔備考〕

- ・ 「足場有り」とは、避難階又は外部バルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。またバルコニーとは、建基政令第 126 条の 7 に定める構造以上のもの。
- ・ 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸含め、通常は部屋内から開放することができ、且つ当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるものである。
- ・ 「F I X」とは、はめ殺し窓等をいう。
- ・ ペアガラス（ガラスとガラスの間隙があるもの。複層ガラス。）については、各々のガラスの種類により取り扱うもの。

凡例

- ・・・全面を開口部として取り扱う。
- △・・・片面を開口部として取り扱う。
- ×・・・開口部として取り扱わない。

別紙 1

合わせガラスを用いた開口部に係る規則第 5 条の 2 の具体的な取扱い

合わせガラスを用いた開口部であって 2 以下の鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）を開錠することにより、開放することができる合わせガラスを用いた開口部の取扱いは次によること。

- ① フロート板ガラス 6 mm 以下+PVB 3 0 mil（膜厚 0. 7 6 mm）以下+フロート板ガラス 6 mm 以下の合わせガラス
- ② 網入ガラス 6. 8 mm 以下+PVB 3 0 mil（膜厚 0. 7 6 mm）以下+フロート板ガラス 5 mm 以下の合わせガラス
- ③ フロート板ガラス 5 mm 以下+PVB 6 0 mil（膜厚 1. 5 2 mm）以下+フロート板ガラス 5 mm 以下の合わせガラス
- ④ 網入ガラス 6. 8 mm 以下+PVB 6 0 mil（膜厚 1. 5 2 mm）以下+フロート板ガラス 6 mm 以下の合わせガラス
- ⑤ フロート板ガラス 3 mm 以下+PVB 6 0 mil（膜厚 1. 5 2 mm）以下+型板ガラス 4 mm 以下の合わせガラス

※ ただし、③～⑤に掲げる合わせガラスについては、開口部の外部にバルコニー、屋上広場等の足場が設けられているものに限る。

[備考]

- ・ 合わせガラスのはめ殺し窓（FIX）については、開口部として取扱わない。
- ・ PVB＝ポリビニルブチラル

別図 1

階 別	説 明	図
10階以下 の 場 合 (地階は) 除く)		(Wx) 直径 ≥ 1 m の円が内接 (Wy) 直径 ≥ 50cm の円が内接 × α × 2 以上 1.2m 以上 75cm 以上 + > A × 1/30 → 有窓階 (Σ W ≤ A × 1/30 → 無窓階)
11階以上 の 場 合		A (床面積) W1 W2 W3 W4 直径 ≥ 50cm の円が内接 Σ W > A × 1/30 → 普通階 (Σ W ≤ A × 1/30 → 無窓階)

別図 2

[単位 mm]

姿 寸	図 法	図 1	図 2
施 方	錠 法	外：シリンダー錠 内：サムターン錠	外：シリンダー錠 内：サムターン錠